



商品分類表

(卸売業、小売業)

《利用のしかた》

配布された調査票の種類に従って記入してください。

1. 「【04】単独事業所調査票（卸売業、小売業）（個人経営者用）」の記入について

第2面「12年間商品販売額等」欄の分類番号、商品名等の記入に当たっては、この分類表の商品分類一覧（1、2ページ）及び内容例示（3～13ページ）を参照してください。

2. 「【05】単独事業所調査票（卸売業、小売業）（法人・団体用）」の記入について

（1）第2面「15年間商品販売額等」欄の分類番号、商品名等の記入に当たっては、この分類表の商品分類一覧（1、2ページ）及び内容例示（3～13ページ）を参照してください。

（2）第2面「18小売販売額の商品群別割合」欄の記入に当たっては、この分類表の商品群別一覧（14ページ）の「衣食他区分」と「商品名」の対応を参照してください。

※ 「卸売部門」と「小売部門」では分類番号及び商品名が異なりますので注意してください。

卸売部門

商品分類一覧 1ページ
内容例示 3～8ページ

卸売とは、主として次の業務を行なっています。

1. 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売するもの
2. 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に商品を大量又は多額に販売するもの
3. 業務用に主として使用される商品（事務用機械及び家具、病院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械、建設材料など）を販売するもの

小売部門

商品分類一覧 2ページ
内容例示 9～13ページ

小売とは、主として次の業務を行なっています。

1. 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの
2. 自店内で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するもの

商品分類一覧

●卸売の商品販売額の内訳について、以下の卸売部門から販売額の多い順に上位10商品を選択し、分類番号、商品名を転記するとともに、商品別販売額を記入してください。

●取扱商品がどの分類番号及び商品名に該当するか不明の場合は、3～8ページの内容例示を参照してください。

卸売部門		
分類番号	商品名	掲載ページ
5111 繊維原料		3
5112 糸		
5113 織物（室内装飾織維品を除く）		
5121 男子服		3
5122 婦人・子供服		
5123 下着類		
5129 他の衣服		3
5131 寝具類		
5132 靴・履物		
5133 かばん・袋物		3
5139 他の身の回り品		
5211 米麦		
5212 雑穀・豆類		3
5213 野菜		
5214 果実		
5215 食肉		4
5216 生鮮魚介		
5219 他の農畜産物・水産物		
5221 砂糖・味噌・醤油		4
5222 酒類		
5223 乾物		
5224 果子・パン類		4
5225 飲料（茶類飲料を含む）		
5226 茶類		
5227 牛乳・乳製品		4
5229 他の食料・飲料		
5311 木材・竹材		
5312 セメント		4
5313 板ガラス		
5314 建築用金属製品（建築用金物を除く）		
5319 他の建築材料		5
5321 塗料		
5322 プラスチック		
5329 他の化学製品		5
5331 石油		
5332 鉱物（石油を除く）		
5341 鉄鋼粗製品		5
5342 鉄鋼一次製品		
5349 他の鉄鋼製品		
5351 非鉄金属地金		5
5352 非鉄金属製品		
5361 空瓶・空缶等容器		
5362 鉄スクランブ		5
5363 非鉄金属スクラップ		
5364 古紙		
5369 他の再生資源		6
5411 農業用機械器具		
5412 建設機械・鉱山機械		
5413 金属加工機械		6
5414 事務用機械器具		
5419 他の産業機械器具		
5421 自動車（二輪自動車を含む）		6
5422 自動車部分品・附属品（中古品を除く）		
5423 自動車中古部品		
5431 家庭用電気機械器具		6
5432 （家庭用電気機械器具を除く）		
5491 輸送用機械器具（自動車を除く）		7
5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等		
5493 医療用機械器具（歯科用機械器具を含む）		7
5511 家具・建具		
5512 荒物		7
5513 料		
5514 室内装飾織維品		
5515 陶磁器・ガラス器		7
5519 他のじゅう器		
5521 医薬品		7
5522 医療用品		
5523 化粧品		7
5524 合成洗剤		
5531 紙		8
5532 紙製品		
5591 金物		8
5592 肥料・飼料		
5593 スポーツ用品		8
5594 娯楽用品・がん具		
5595 たばこ		8
5596 ジュエリー製品		
5597 書籍・雑誌		
5599 その他		

商品分類一覧

- 小売の商品販売額の内訳について、以下の小売部門から販売額の多い順に上位10商品を選択し、分類番号、商品名を転記とともに、商品別販売額を記入してください。
- 取扱商品がどの分類番号及び商品名に該当するか不明の場合は、9～13ページの内容例示を参照してください。

小 売 部 門

分類番号	商品名	掲載ページ
織物・衣服・身の回り品	5711 吳服・服地	9
	5712 寝具	
	5721 男子服	
	5731 婦人服	
	5732 子供服	
	5741 靴	
	5742 履物(靴を除く)	
	5791 かばん・袋物	
	5792 下着類	
	5793 洋品雑貨・小間物	
飲食料品	5799 他の衣服・身の回り品	9
	5821 野菜	
	5822 果実	
	5831 食肉	
	5832 卵・鳥肉	
	5841 鮮魚	
	5851 酒	
	5861 蓿子(製造)	10
	5862 蓿子(非製造)	
	5863 パン(製造)	
	5864 パン(非製造)	
自動車・自転車	5911 自動車(新車)	11
	5912 中古自動車	
	5913 自動車部分品・附属品	
	5914 二輪自動車	
	5921 自転車	
	5931 電気機械器具(中古品を除く)	
	5932 電気事務機械器具(中古品を除く)	
	5941 写真機・写真材料	
	5942 時計・眼鏡・光学機械	
	5943 他機械器具	
その他の機械器具	6011 家具	11
	6012 建具	
	6013 疊	
	6014 宗教用具	
	6021 金物	
	6022 荒物	
	6023 陶磁器・ガラス器	
	6029 他のじゅう器	
	6098 中古品(骨とう品を除く)	
	6099 その他の	

卸 売 部 門

分類番号	商品名	内 容 例 示
織維品	5111 織維原料	生糸、繭、野蚕糸(天蚕糸、さく蚕糸など)、副蚕糸、野繭(天蚕、さく蚕など)、スフ、アセテート、合成繊維、溶解パルプ、アクリル繊維、再生繊維、レーヨンパルプ、綿花、原綿、羊毛(トップを含む)、原毛(羊毛)、麻類、獸毛(羊毛を除く)など
	5112 糸	綿糸、絹糸、人絹糸、スフ糸、毛糸、麻糸、合成繊維糸、特和紡糸など
	5113 織物(室内装飾繊維品を除く) ※室内装飾繊維品は5514	織織物、絹織物、毛織物、人絹織物、スフ織物、アセテート織物、合成繊維織物、麻織物、ニット生地、フェルト地、ゴム引布地、反物、ふとん地、化織布、和紡織物など
衣服	5121 男子服	背広、学生服、制服、作業服、ジャンバー、オーバーコート、レインコート、ズボン、白衣など
	5122 婦人・子供服	ドレス、スーツ、制服、事務服、毛皮コート、オーバーコート、レインコート、スカート、ズボン、ブラウス、白衣、ベビー服、子供服など
	5123 下着類	シャツ、ニットシャツ、ワイシャツ、カットソー、パンツ、スリップ、セーター、アンダーシャツ、ズボン下、ステテコ、ショーツ、トランクス、ブライマー、レギンス(ベビー用を除く→ベビー用は5122)、コルセット(下着用)など
	5129 他の衣服	和服、和装用下着、帯、割ぼう着、印半てん、半てんなど
身の回り品	5131 寝具類	ふとん、ふとん綿、毛布、敷布、蚊帳、中入れ綿、まくら、ふとんカバー、毛布カバー、まくらカバー、丹前、ねまき、ナイトガウン、座ぶとん、コタツぶとん、マットレス、パジャマなど
	5132 靴・履物	革靴、ゴム靴、合成皮革靴、プラスチック成形靴、布製靴、地下足袋、靴附属品(靴ひも、敷革など)、ブーツ、バックレスサンダル、靴修理材料、げた、草履、スリッパ、サンダル、ミュール、せった、鼻緒など
	5133 かばん・袋物	トランク、かばん、ハンドバッグ、リュックサック、ランドセル、さいふ、札入れ、名刺入れ、定期券入れなど
その他の機械器具	5139 他の身の回り品	タオル、手ぬぐい、ハンカチーフ、スカーフ、ふろしき、帽子、手袋(繊維・革製)、足袋、おむつかばー、手編用毛糸、ライター、指輪(貴金属製を除く→貴金属製は5596)、装身具(貴金属製を除く→貴金属製は5596)、化粧道具、和・洋傘、扇子、うちわ、水引、小間物(ヘアネット、くし、かんざし、バレッタ、歯ブラシ、ヘアラッシュ、衣服ブラシ、マイクブラシ、おしろいはけ、たばこケースなど)、リボン、ボタン、ファスナー、縫糸、縫針、かつら、洋品雑貨(靴下、パンティストッキング、マフラー、ネクタイ、カラー、ガーター、サスペンダー、ステッキ、ベルトを含む)、組ひもなど
農畜産物・水産物	5211 米麦	米、麦
	5212 雑穀・豆類	雑穀(あわ、ひえなど)、大豆、小豆、豆類(乾燥)、落花生、小麦粉、穀粉、でん粉など
	5213 野菜	生鮮野菜、甘しょ、馬鈴しょ、山菜、きのこ、カット野菜など
	5214 果実	果実、木の実

卸 売 部 門

分類番号	商 品 名	内 容 例 示
農畜産物・水産物	5215 食 肉	食肉、精肉、牛肉、豚肉、馬肉、鳥肉、獸肉、冷凍肉、マトン、ブロイラー、畜産副生物（臓器、舌など）など
	5216 生 鮮 魚 介	鮮魚、貝類、川魚、冷凍魚など
	5219 他の農畜産物・水産物	原皮、原毛皮、原羽毛、種実（製油用）、家畜、家きん（愛がん用を除く→愛がん用は5599）、にわとり、卵、はちみつ、原乳、ふのり、生のり、海藻、生わかめ、わら類（加工品を除く→加工品は5512）など
食 料・飲 料	5221 砂糖・味そ・しょう油	砂糖、角砂糖、氷砂糖、糖みつ、異性化糖、粉糖、黒糖、味そ、しょう油、たまりなど
	5222 酒 類	日本酒、焼酎、洋酒、ビール、発泡酒、果実酒、中国酒、ワイン、料理用ワイン、料理用日本酒、リキュール、粉末酒、味りんなど
	5223 乾 物	かつお節、乾燥魚介、塩干魚、干し海藻、焼きのり、干しのり、こんにゃく粉、乾燥野菜、乾燥果実、干しきのこ、干びとう、寒天、こうや豆腐、ふ（麸）、香辛料、粉卵、乾燥卵など
	5224 菓子・パン 類	和菓子、洋菓子、干菓子、甘納豆、あめ、だ菓子、パン類（調理パンを除く→調理パンは5229）、ガム、あん、ビスケット、水あめ、キャンデー、塩豆、ピーナツ菓子など
	5225 飲 料 (茶類飲料を含む)	サイダー、ジュース、コーラ、シロップ、果汁、ミネラルウォータ、炭酸水、炭酸飲料、コーヒー飲料、茶類飲料、乳酸菌飲料、果実飲料、野菜飲料、健康飲料（医薬部外品）、機能性飲料、豆乳飲料など
	5226 茶 類	（葉、粉、豆などのもの）緑茶、紅茶、コーヒー（インスタントを含む）、ココア、こぶ茶、麦茶、ウーロン茶、中国茶、ジャスミン茶など
	5227 牛 乳・乳 製 品	牛乳、バター、チーズ、練乳、粉ミルク、ヨーグルト、アイスクリームなど
	5229 他の食料・飲料	化学調味料、固体カレー、ソース、スープの素、食酢、つけ物、梅干し、煮豆、納豆、豆腐、豆乳（飲料を除く→飲料は5225）、水、ハム、ソーセージ、水産練製品、おでん材料、かまぼこ、はんぺん、ちくわ、塩蔵肉、塩蔵魚、くん製品、食塩、食用油、食用香料、うどん、そば、中華そば、乾めん類、スパゲティー、液卵、なめ味そ、醸造調味料（味そ、しょう油を除く→味そ、しょう油は5221）、冷凍調理食品、チルド食品、レトルト食品、健康食品、サプリメント（栄養補助食品）、食用油脂、アイスキャンデー、調理パン、缶詰食品、瓶詰食品、つば詰食品など
建 築 材 料	5311 木 材・竹 材	角材、板材、床材、銘木、げた材、たる材、おけ材、坑木、まくら木、丸太、合板、ベニア板、杉皮、竹材、バルブ材、集成材など
	5312 セ メ ン ト	ポルトランドセメント、高炉セメント、特殊セメントなど
	5313 板 ガ ラ ス	板ガラス、複層ガラス、強化ガラス、防犯ガラス、合わせガラスなど
	5314 建 築 用 金 属 製 品 (建築用金物を除く) ※建築用金物は5591	シャッター、サッシ、プレハブ住宅用部材など
	5319 他 の 建 築 材 料	かわら、れんが、タイル（プラスチック製品を含む）、スレート、ヒューム管、セメントボール、コンクリートブロック、石材、人造石、大理石、大谷石、砂、砂利、碎石、石灰、壁土、生コンクリート、土管、陶管、衛生用陶磁器、パネル等建築部材、プラスチック板・管（建築用）、繊維板など

卸 売 部 門

分類番号	商 品 名	内 容 例 示
化 学 製 品	5321 塗 料	塗料（油性塗料、天然樹脂塗料、ポリエステル塗料など）、エナメル、ラッカー、ワニス、ペンキ、漆、しぶ（渋）、印刷インキ、パテなど
	5322 プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック、プラスチック素材（合成樹脂レジン、管、板、フィルム、シートなど）、プラスチック板・管（建築用を除く→建築用は5319）など
	5329 他 の 化 学 製 品	染料、顔料、着色剤、食品染料、植物染料（藍、紅花、茜など）、動植物油脂（食用油を除く→食用油は5229）、粗製ひまし油、木ろう、はぜろう、あまに油、桐油、油脂製品（ボイル油、ステアリン酸、オレイン酸、グリセリンなど）、火薬、爆薬、火工品、花火（がん具用を含む）、硫酸、硝酸、塩酸、乳酸、防腐剤、溶剤、にがり、硫黄、か性ソーダ、なめし革剤、接着剤、現象薬、農薬、殺虫剤（農薬用）、コールタール、カーバイド、工業用アルコール、圧縮ガス、液体ガス（燃料用を除く→燃料用は5331）、油煙、靴墨、カーボンブラック、筆記用インキ、合成ゴム、ドライアイス、工業用塩、界面活性剤、仕上剤、消臭剤など
石 油・鉱 物	5331 石 油	原油、揮発油、灯油、白灯油、軽油、重油（A重油、B重油、C重油）、プロパンガス、ブタンガス、オートガス、ナフサ、ジェット燃料油、潤滑油、グリース、機械油、パラフィン、アスファルト、道路油、天然ガスなど
	5332 鉱 物 (石油を除く) ※石油は5331	石炭、亜炭、コークス、鉄鉱、マンガン鉱、タンクステン鉱、モリブデン鉱、ボーキサイト、銅鉱、砂鉄、石灰石、雲母、黒鉛、粘土、けい石、ほたる石、明礬石、陶磁器用原料など
鐵 鋼 製 品	5341 鉄 鋼 粗 製 品	銑鉄、原鉄、粗鋼、鋼半製品、鋳・鍛鋼品など
	5342 鉄 鋼 一 次 製 品	普通鋼・特殊鋼钢材（条鋼類、鋼板類、钢管など）、ブリキ、亜鉛鉄板（タン）など
	5349 他 の 鉄 鋼 製 品	針金、鉄線、ドラム缶、高压容器、鋼索、有刺鉄線、溶接棒、発条など
非 鉄 金 属	5351 非 鉄 金 属 地 金	金地金、銀地金、白金地金、銅地金、鉛地金、亜鉛地金、はんだ、すず地金、アルミニウム地金、ニッケル地金、真ちゅう地金など
	5352 非 鉄 金 属 製 品	銅・アルミニウム（板、管、棒）、鉛（板、管）、金属はく（箔）、銅・アルミニウム線（電線を除く→電線は5432）など
再 生 資 源	5361 空 瓶・空 缶 等 空 容 器	空瓶、空缶、空おけ、空つぼ、空袋（麻・綿など布製の物）、空紙袋、空たる、空箱など
	5362 鉄 ス ク ラ ッ プ	鉄スクラップ（鉄くず）
	5363 非 鉄 金 属 ス ク ラ ッ プ	非鉄金属スクラップ（非鉄金属くず（銅線くず、亜鉛板くず、くず鉛など））
	5364 古 紙	古紙（紙くず）
	5369 他 の 再 生 資 源	カレット（ガラスくず）、くずゴム、プラスチック再生資源（ペットボトル、フィルムくずなど）、繊維ウエイスト（繊維くず）など

卸 売 部 門

分類番号	商 品 名	内 容 例 示
産業機械器具	5411 農業用機械器具	噴霧機, 散粉機, 動力耕うん機, トラクタ(農業用), コンバイン, 田植機, 除草機, 脱穀機, 農業用乾燥機など
	5412 建設機械・鉱山機械	トラクタ(建設用), 挖削機械, くい打機, 整地機械, コンクリート機械, せん孔機, さく井機, 破碎機, 摧碎機, 選別機, 建設用クレーン, 土木機械, 採油用機械など
	5413 金属加工機械	金属工作機械(旋盤, ポール盤, フライス盤, 研削盤), プレス機械, せん断機, 鍛造機械, 鋳造装置, 製管機など
	5414 事務用機械器具	金銭登録機(レジスター), 複写機, ファクシミリ, ワードプロセッサ, 会計機, 電子式卓上計算機, 事務用印刷機, タイプライタ, 金庫など
	5419 他の産業機械器具	はん用ガソリン機関, はん用石油機関, 船舶用エンジン, 紡績機, 織機, 紡績機械附属品, おさ枠, 製綿機, 製糸機械, 製糸用小道具, なつ染用機械, ニット機械, 染色整理機械, 家庭用ミシン, 工業用ミシン, ミシン部分品, ミシン針, 真空ポンプ, 油圧ポンプ, 空気圧縮機, 製材機械, 製じょう(縄)機, 理髪理容機械(電気式を除く→電気式は5432), 製紙機械器具, 造船機械器具, 製本機械器具, 動力伝導装置, 化学機械, 食料品加工機械, 荷役運搬設備, クレーン(荷役運搬用), 自動販売機, 消火器, ピストンリング, ベアリング, 配管・暖房工事用品(ボイラ, ラジエータ, 送風器など), 建築用配管・暖房装置(スチーム装置など), 石油コンロ, 石油ストーブ, ガスファンヒーター, ガス器具, ガス炊飯器, 吸入器(医療用を除く→医療用は5493), 治具・工具類など
自動車	5421 自動車(二輪自動車を含む)	普通乗用車, 小型乗用車, 軽乗用車, 普通トラック, 小型トラック, 軽トラック, ライトバン, ダンプカー, トレーラ, 二輪自動車, スクーター, 三輪車(モーター付き), 原動機付自転車, バス, タンクローリ, コンクリートトミキサー車, 冷凍車, 中古自動車など
	5422 自動車部分品・附属品(中古品を除く)	自動車電装品, カーアクセサリ, 自動車タイヤ, ホイール, カーエアコン, カーステレオ, カーナビゲーション, ETC車載器, オートバイ部分品・附属品など
	※ 中古品は 5423	
電気機械器具	5423 自動車中古部品	自動車外装品(フロントドア, ヘッドライトなど), 自動車機能部品(サスペンション, エンジンなど), 自動車内装品(カーエアコン, カーナビゲーションなど), 二輪自動車部分品・附属品など
	5431 家庭用電気機械器具	テレビ受信機, ラジオ受信機, CD・MD・DVDプレーヤ, テープレコーダ, ステレオ, エアコン, 冷蔵庫, 掃除機, 洗濯機(家庭用), 電気ストーブ, 電気毛布, 電気カミソリ, 扇風機, 空気清浄器, 電磁調理器, 電子レンジ, 食器洗浄機, 生ごみ処理機, 照明器具, 電気医療機械器具(家庭用), ビデオテープレコーダ, DVDレコーダ, ホームシアター, ビデオカメラ, ビデオディスク, 録音・録画データ・CD・MD・DVD(記録されていないもの), 電池, 複数機(家庭用), 清水器(電気式), デジタルカメラなど
電気機械器具	5432 電気機械器具(家庭用電気機械器具を除く)	無線通信機械, テレビジョン発信機, 拡声装置, 有線通信機械, 電話機, 交換機, 電信機, 警報機, 発電機, 電動機, 変圧器, 整流器, 充電機, 電線, 電らん, 架線金物, 電気炉, 蓄電池(バッテリー), ネオンサイン装置, 電気洗濯機(業務用), 配線器具(ソケット, スイッチ, がい(碍)子, バイブなど), 電子部品, パーソナルコンピュータ, 電子手帳, フレキシブルディスク(FD), 電子計算機, 電子計算機用磁気データ, パソコンソフト, プリンタ, ポケットベル, 携帯電話機, PHSなど

卸 売 部 門

分類番号	商 品 名	内 容 例 示
その他の機械器具	5491 輸送用機械器具(自動車を除く)	※ 自動車は 5421 自転車(部分品・附属品を含む), リヤカー, 自転車タイヤ・チューブ, 車椅子(電動を含む), 電動アシスト自転車, マウンテンバイク, 船舶, 航空機, 手押車, トラクタ(運搬用), フォークリフト, モーターボート, クルーザー, スノーモービル, ヨットなど
	5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等	理化学機械器具, 顕微鏡, 望遠鏡, 双眼鏡, 光学レンズ, 眼鏡(枠を含む), コンタクトレンズ, サングラス, 測量用機械器具, 測定用機械器具, 実験用機械器具, 長さ計, 体積計, はかり, 体温計, 寒暖計, 温度計, 写真機(部分品・附属品を含む), 映写機(同), 撮影機(同), 時計(部分品を含む)など
	5493 医療用機械器具(歯科用機械器具を含む)	医療用機械器具, 電気医療機械器具(業務用), レントゲン装置, 歯科医療機械器具, 吸入器(医療用), 注射器具, 臨床検査機械器具, 血圧計など
	5511 家具・建具	和・洋家具(木製, 金属製など), 事務用家具(木製, 金属製など), 神具, 仏具, ベッド, 浴槽, 頬緑, 鏡, 建具, 戸, 障子, ふすま, 網戸, びょうぶ, ブラインド, エレクターなど
	5512 荒物	ろうそく, マッチ, わら工芸, むしろ(花むしろを除く→花むしろは5513), はけ, かご, ほうき, はし, 荷造ひも, 包装用品, 線香, 蚊取り線香・マット・リキッド, 家庭用おけ, たる, 絹木, ざる, たわし, 掃除用ブラシ, しゃくし(杓子), 小揚子, 七輪, あんか(行火), ひしゃく, しの竹製品(敷物・家具用を除く→敷物は5513, 家具用は5511), バケツ(プラスチックのもの), ラップフィルムなど
家具・建具・じゅう備等	5513 置	畳表, 畳床, 花むしろ, ござ, 上敷, とま, とう敷物, 竹敷物など
	5514 室内装飾繊維品	じゅうたん, じゅうたん地, カーペット, カーテン, カーテン地, ロールスクリーンなど
	5515 陶磁器・ガラス器	陶磁器(食器, 容器, 花器, 灰ざら, 植木鉢, 置物など), ガラス器(食器, 容器, 花器, 灰ざらなど), 耐熱ガラス製食器など
	5519 他 の じ ゆ う 器	魔法瓶, プラスチック製食器・容器, 漆器, 金属製食器(貴金属製を含む), ナイフ, フォーク, スプーン, すず(錫)器など
	5521 医薬品	医薬品, 薬種, 漢方葉, 生葉, 薬用酒, 朝鮮人参, 滋養強壮剤(医薬品), 健康飲料(医薬品), コンタクトレンズ洗浄剤・保存液, 殺虫剤(農薬を除く→農薬は5329)など
医薬品・化粧品等	5522 医療用 品	ガーゼ, ほう帯, 脱脂綿, ばん創膏, 縫合糸, 衛生用ゴム製品, 氷枕, 歯科材料, 紙おむつ, 聴診器用ゴム管, コルセット(医療用), マスクなど
	5523 化粧品	化粧品, 香水, おしあい, 化粧水, クリーム, 白髪染, 整髪料, 育毛剤, 浴用化粧品, 洗顔クリーム, アロマオイル, 石けん(化粧, 洗顔, 浴用, 薬用のもの), 齒磨, シャンプーなど
	5524 合成洗剤	石けん(化粧, 洗顔, 浴用, 薬用を除く→化粧, 洗顔, 浴用, 薬用は5523), クレンザー, 廉油処理剤, 化学洗剤, 台所用洗剤, バス用洗剤, トイレ用洗剤, 住居用洗剤, 洗濯用洗剤, 中性洗剤, 漂白剤(台所・洗濯用)など

卸売部門

分類番号	商品名	内容例示
紙・紙製品	5531 紙	和紙、洋紙、板紙、セロハン紙、画用紙、再生紙など
	5532 紙製品	段ボール製品、紙器、包装紙、障子紙、襖紙、封筒、便箋、私製はがき、ノート、アルバム、帳簿、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、名刺台紙、カレンダー、セロハンテープ、手帳など
	5591 金物	刃物、包丁、はさみ、工具（のこぎり、かなづち、ドライバーなど）、錠前、金具、金網、くぎ、かすがい、ボルト、ナット、リベット、18リットル缶、金属製台所用品（なべ、やかん、鉄瓶、フライパンなど）、蛇口、かま、すき、くわ、スコップ、栓抜きなど
	5592 肥料・飼料	化学肥料（硫安、石灰窒素、過りん酸石灰、カリ肥料など）、有機質肥料（油かす類、魚肥、骨粉など）、飼料、ペットフードなど
	5593 スポーツ用品	野球用品、ゴルフ用品、スキー・スノーボード・スケート用品、登山用品、キャンプ用品、スポーツ用衣服、スポーツ用靴、スポーツ用手袋、釣道具、狩猟用具、サーフボード、キックボード、スポーツ用ヨット、卓球・テニスラケット、バーベルなど
	5594 娯楽用品・がん具	がん具、人形、娯楽用品（囲碁、将棋、マージャン、トランプ、かるた、花札など）、幼児用乗り物、模型教材、鯉のぼり、テレビゲーム機、携帯ゲーム機、ゲーム用ソフト、遊園器具（すべり台・シーソーなど）、プラモデル、日本人形など
	5595 たばこ	たばこ、葉巻
	5596 ジュエリー製品	金・銀・白金製品（金・銀・白金地金を除く→地金は5351）、装身具（貴金属製のもの）、宝石、さんご、真珠など
	5597 書籍・雑誌	書籍、雑誌、古本、古雑誌、楽譜、時刻表、辞書、地図、漫画本など
	5599 その他	なめし革（牛皮、馬皮、豚皮、山羊・めん羊皮など）、木炭、まき、練炭、豆炭、成型木炭、たどん、オガライト、種苗、種実（製油用を除く→製油用は5219）、なめし皮製品（革ベルト、パッキン、馬具など）、製紙用パルプ、ポリエチレン袋、文房具、漁網、と（砥）石、研磨材料、旗、ちょうちん、土産物細工、愛がん用動物、観賞用魚、ガラス繊維、生ゴム、ゴム製品（手袋、ホース、ベルトなど）、写真フィルム、X線フィルム、印画紙、感光紙、印章、朱肉、き章・バッジ、トロフィー、植木、花、造花、絵具（油絵・水彩用）、美術品・骨とう品（書画、刀剣など）、楽器（電気楽器類を含む）、時計バンド、ロードミラー、墓石、仮設トイレ、ミュージックテープ（記録済のもの）、コンパクトディスク（記録済のもの）、録音・録画テープ（記録済のもの）、レジャーシートなど

卸売部門

分類番号	商品名	内容例示
織物・衣服・身の回り品	5711 吳服・服地	吳服、服地、和服、小ぎれ、裏地、帯、反物など
	5712 寢具	ふとん、敷ぶとん、掛ぶとん、ふとん地、ふとん綿、毛布、ふとんカバー、毛布カバー、敷布、マットレス、まくら、丹前、ねまき、パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン、座ぶとん、コタツぶとん、蚊帳など
	5721 男子服	背広、ズボン、コート、学生服、革製衣服、ジャンパー、作業服など
	5731 婦人服	ドレス、スーツ、スカート、ズボン、ブラウス、コート、革製衣服、ジャンパー、制服、事務服など
	5732 子供服	子供服、男児服、女児服、ベビー服など
	5741 靴	革靴、ゴム靴、合成皮革靴、布製靴、バックレスサンダル、ブーツ、地下足袋、靴附属品（靴ひも、敷革など）、靴墨など
	5742 履物（靴を除く） ※ 靴は 5741	げた、草履、スリッパ、サンダル、ミュール、鼻緒、つま革、せったなど
	5791 かばん・袋物	トランク、スーツケース、キャリーバッグ、かばん、ハンドバッグ、ランドセル、リュックサック、さいふ、名刺入れ、定期券入れ、札入れなど
	5792 下着類	プラジャー、スリップ、キャミソール、ペチコート、ガーター、ステテコ、レギンス、半えり、和装下着、補整着、パンツ、ショーツ、トランクスなど
	5793 洋品雑貨・小間物	シャツ、ワイシャツ、セーター、カットソー、足袋、靴下、小間物、ネクタイ、帽子、ハンカチーフ、手ぬぐい、タオル、ふろしき、化粧道具、歯ブラシ、ベルト、裁縫用品、装身具（宝石、貴金属製を除く→宝石、貴金属製は6095）、うちわ、扇子、手編毛糸、縫糸、スカーフ、ストールなど
飲食料品	5799 他の衣服・身の回り品	和・洋傘、かつら、ステッキ、白衣、ヘアピース、エプロン、ベビー用品、椅子カバーなど
	5821 野菜	野菜、甘しょ、馬鈴しょ、山菜、きのこ、カット野菜など
	5822 果実	果実、木の実
	5831 食肉	精肉（鳥肉を除く→鳥肉は5832）、冷凍肉、塩蔵肉、肉製品（ハム、ソーセージなど）など
	5832 卵・鳥肉	卵、鳥肉
	5841 鮮魚	鮮魚、冷凍魚、川魚、貝類、生海そう類など

小 売 部 門

分類番号	商 品 名	内 容 例 示
飲 食 料 品	5851 酒	日本酒, ビール, 発泡酒, その他の雑酒, 果実酒, 焼酎, ウイスキー, 中国酒, ワイン, リキュール, 粉末酒, 料理用日本酒, 料理用ワイン, 味りんなど
	5861 菓 子 (製 造)	和菓子, 洋菓子, 干菓子, だ菓子, あめ類, 焼いも, 甘ぐり, アイスクリーム, 塩豆, ピーナッツ菓子など
	5862 菓 子 (非製造)	和菓子, 洋菓子, 干菓子, だ菓子, あめ類, ガム, 焼いも, 甘ぐり, アイスクリーム, 塩豆, ピーナッツ菓子など
	5863 パ ン (製 造)	食パン, 菓子パン, フランスパンなど 調理パン(サンドイッチ, ハンバーガーなど)を除く→調理パンは5895
	5864 パ ン (非製造)	食パン, 菓子パン, フランスパンなど 調理パン(サンドイッチ, ハンバーガーなど)を除く→調理パンは5895
	5892 牛 乳	牛乳, コーヒー牛乳など
	5893 飲 料 (牛乳を除く・茶類飲料を含む) ※ 牛 乳 は 5892	サイダー, ジュース, コーラ, シロップ, 果汁飲料, ミネラルウォータ, 炭酸水, 炭酸飲料, コーヒー飲料, 茶類飲料, 乳酸菌飲料, 野菜飲料, 豆乳飲料, 果実飲料, 健康飲料(医薬部外品), 機能性飲料など
	5894 茶 類	(葉, 粉, 豆などのもの) 緑茶, 紅茶, コーヒー(インスタントを含む), ココア, 麦茶, こぶ茶, ウーロン茶, 中国茶, ジャスミン茶など
	5895 料 理 品	折詰料理, 揚物, 煮豆, おにぎり, すし, 調理パン(サンドイッチ, ハンバーガーなど), ピザ, 弁当, そう菜など ※客の注文により調理し、配達又は持ち帰る料理品を除く
	5896 米 穀 類	米, 麦, 雜穀, 豆類, 小麦粉, 穀粉, でん粉など
	5897 豆 腐 ・ か ま ぼ こ 等 加 工 食 品	豆腐, 納豆, 水産練製品, かまぼこ, ちくわ, こんにゃく, つくだ煮, たい味そ, 濱物など
	5898 乾 物	かつお節, 乾燥魚介, 干し海藻, 寒天, 干びょう, ふ(麸), こうや豆腐, 乾燥野菜, 乾燥果実, 干しきのこ, 干しのり, 梅干し, くん製品など
	5899 他 の 飲 食 料 品	水, うどん, そば, 中華そば, 乾めん(麺)類, カップ麺, インスタントラーメン, 乳製品(バター, チーズ, ヨーグルトなど), レトルト食品, チルド食品, 冷凍食品, 健康食品, サプリメント(栄養補助食品), 塩蔵魚, 味そ, しょう油, 砂糖, 塩, 食酢, 缶詰・瓶詰食品, 練乳, 粉ミルク, はちみつ, 食用油など

小 売 部 門

分類番号	商 品 名	内 容 例 示
自動車・自転車	5911 自 動 車 (新 車)	普通乗用車, 小型乗用車, 軽乗用車, 小型トラック, 軽トラック, ライトバンなど
	5912 中 古 自 動 車	中古車
	5913 自動車部分品・附属品	自動車タイヤ, ホイール, カーステレオ, カーエアコン, カーナビゲーション, ETC車載器, カーアクセサリなど
	5914 二 輪 自 動 車	二輪自動車(部分品・附属品を含む), スクータ(同), 三輪車(モーター付き)(同)など
	5921 自 転 車	自転車(部分品・附属品を含む), 中古自転車, 車椅子(電動を含む), リヤカー, 電動アシスト自転車, マウンテンバイクなど
機械器具	5931 電 気 機 械 器 具 (中 古 品 を 除 く) ※ 中 古 品 は 5933	テレビ, ラジオ, テープレコーダ, ステレオ, CD・MD・ DVDプレーヤ, エアコン, 洗濯機, 冷蔵庫, 電子レンジ, 炊飯器, 電磁調理器, 食器洗浄機, 掃除機, 電球, 照明器具, 電池, アイロン, 扇風機, 空気清淨器, 懐中電灯, 電気カミソリ, 家庭用電気治療機械器具, ビデオテープレコーダ, DVDレコーダ, ビデオカメラ, ビデオディスク, 録音・録画テープ(記録されていないもの), 家庭用浄水器(電気式), 電気ポット, 電気ストーブ, 電気カーペット, 電話機, 携帯電話機, デジタルカメラなど
	5932 電 気 事 務 機 械 器 具 (中 古 品 を 除 く) ※ 中 古 品 は 5933	パーソナルコンピュータ, ワードプロセッサ, 電子式卓上計算機, 電子手帳, フレキシブルディスク(FD), 複写機, プリンタ, 複合機, ファクシミリ, PHS, パソコン用ソフト(ゲーム用を除く→ゲーム用は6072)など
	5933 中 古 電 気 製 品	中古家庭用電気機械器具, 中古電気事務用機械器具など
	5939 他 の 機 械 器 具	家庭用ミシン(部分品を含む), 編機(同), ガス器具, ガスファンヒーター, 水道具, 石油ストーブ, 度量衡器, 家庭用浄水器(電気式を除く→電気式は5931), 金庫など
その他	6011 家 具	家具, ベッド, 和・洋タンス, 鏡台, 机, 浴槽, 流し台, エレクター, 紙縁, じゅうたん, カーペット, カーテン, カーテン地, テーブルクロスなど
	6012 建 具	建具, 戸, 障子, ふすま, 網戸, ブラインドなど
	6013 置	置, ござ, 花むしろ, とう敷物, 竹敷物など
	6014 宗 教 用 具	仏具, 仏壇, 神具, 神だなど
	6021 金 物	金物, なべ・バケツ(金属製のもの), 刃物, 包丁, はさみ, ほうろう鉄器, 魔法瓶, 工具(のこぎり, かなづち, ドライバーなど), くぎ, ボルト, ちょうつかい, かすがい, ストーブ(鋳物製)など
	6022 荒 物	ほうき, ざる, わら製品, 包装用品, 日用雑貨, マッチ, ろうそく, 線香, 蚊取り線香・マット, 手おけ, ポリバケツ, たわし, 農業用ビニールシート, ラップフィルム, アルミホイルなど

小売部門

分類番号	商品名	内容例示
その他の そ の 他	6023 陶磁器・ガラス器	食器、容器、花器、灰ざらなど
	6029 他のじゅう器	漆器、茶道具、花器(陶磁器製、ガラス製品のものを除く→陶磁器製、ガラス製品は6023)、プラスチック製食器など
	6032 一般用医薬品	医薬品(医師の処方せんによるものを除く→処方せんによるものは6033)、漢方薬(同)、生薬(同)、脱脂綿、ほう帯、ガーゼ、体温計、薬用酒、滋養強壮剤(医薬品)、紙おむつ、殺虫剤(農業用、産業用を除く→農業用、産業用は6043)、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液など
	6033 医療用医薬品	医薬品(医師の処方せんによるもの)、漢方薬(同)、生薬(同)など
	6034 化粧品	化粧品、歯磨、石けん(化粧、洗顔、浴用、薬用のもの)、浴用化粧品、白髪染、シャンプー、整髪料、育毛ローション、アロマオイルなど
	6041 農業用機械器具	農機具、すき、くわ、かま、農業用噴霧器、農業用散粉機、糲り機、脱穀機、除草機、畜産用機器、養蚕用機器など
	6042 苗・種子	苗木、種子、球根など
	6043 肥料・飼料	化学肥料、有機質肥料、飼料(ペット用を除く→ペット用は6096)、農薬、殺虫剤(農業用、産業用)、複合肥料、園芸用土など
	6051 燃料(ガソリンスタンド)	揮発油(ガソリン)、軽油、重油(A重油、B重油、C重油)、ブタンガス(オートガスを含む)、潤滑油、グリース、機械油など
	6052 燃料 (ガソリンスタンドを除く) ※ガソリンスタンドは6051	灯油、白灯油、プロパンガス、石炭、コークス、練炭、まき、木炭、豆炭、オガライトなど
	6061 書籍・雑誌 (古本を除く) ※古本は6062	書籍、雑誌、楽譜、地図、辞典、時刻表、カレンダー、漫画本など
	6062 古本	古書籍、古雑誌など
	6063 新聞	新聞
	6064 紙・文房具	和紙、洋紙、板紙、障子紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ノート、万年筆、ボールペン、シャープペンシル、鉛筆、インキ、そろばん、製図用具、アルバム、ファイル、すずり、筆、絵画用品など
	6071 スポーツ用品	スポーツ用品、スポーツ用衣服、スポーツ用靴、釣具、狩猟用具、ジェットスキー、サーフボード、キックボード、登山用品、キャンプ用品、スノーモービル(スポーツ用)など
	6072 がん具・娯楽用品	がん具、人形、幼児用乗物、娯楽用品(囲碁、将棋、マージャン、トランプ、花札、かるたなど)、模型教材、がん具花火、テレビゲーム機、携帯用ゲーム機、ゲーム用ソフトなど
	6073 楽器	和・洋楽器、ミュージックテープ、レコード、CD(音楽用のもの)など

小売部門

分類番号	商品名	内容例示
6081 写真機・写真材料	写真機(デジタルカメラを除く→デジタルカメラは5931)(部分品・附属品を含む)、撮影機(部分品・附属品を含む)、映写機(同)、写真フィルム、写真感光材料など	
6082 時計・眼鏡・光学機械	時計、眼鏡、コンタクトレンズ、サングラス、望遠鏡、双眼鏡、拡大鏡など	
6092 たばこ・喫煙具	たばこ、パイプ、ライター、たばこケースなど	
6093 花・植木	花、切花、盆栽、植木など	
6094 建築材料	木材、セメント、板ガラス、ブロック、物置など	
6095 ジュエリー製品	宝石、金製品、銀製品、白金製品、装身具(貴金属製のもの)など	
6096 ペット・ペット用品	愛がん用・観賞用(動物、魚類、鳥類、爬虫類など)、愛がん用・観賞用飼料(ペットフード)、観賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋(犬小屋、巣箱など)、ペット用装飾品(首輪、衣服など)、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケースなど	
6097 骨とう品	骨とう品(絵画、書画、掛け軸、器、刀剣、仏像など)	
6098 中古品 (骨とう品を除く) ※骨とう品は6097	中古衣服、古道具、古楽器、古レコード、中古CD、中古家具など ※中古自動車(5912)、中古自転車(5921)、中古電気製品(5933)、古本(6062)を除く	
6099 その他	美術品(骨とう品を除く→骨とう品は6097)、印判、名刺、標本、塗料、漁具、漁網、物干しがお、はしご、旗、のぼり、帆布、墓石、プロマイド、造花、ドライフラワー、釣餌、録音・録画テープ(記録済みのもの)、金・銀・白金地金、クルーザー、小型船舶用エンジン、スノーモービル(スポーツ用を除く→スポーツ用は6071)、石けん(化粧、洗顔、浴用、薬用以外のもの)、クレンザー、廃油処理剤、バス用洗剤、漂白剤(台所・洗濯用)、トイレ用洗剤、中性洗剤、化学洗剤、台所用洗剤、住居用洗剤、洗濯用洗剤、みやげ品(観光地の土産品店で、商品の種類を分けることが困難な場合に限る)など	

商 品 群 別 一 覧

- 「[05] 単独事業所調査票（卸売業、小売業）（法人・団体用）」の第2面「18 小売販売額の商品群別割合」欄の
①衣料品、②飲食料品、③その他別の割合の記入に当たっては、この分類表の「衣食他区分」に対応する
「商品名」及び該当するページの内容例示を参考にしてください。

小 売 部 門

衣食他区分	中分類番号	商品名	掲載ページ	衣食他区分	中分類番号	商品名	掲載ページ	衣食他区分	中分類番号	商品名	掲載ページ		
① 衣料品	57 織物・衣服・身の回り品	5711 吳服・服地	9	② 飲食料品	5892 牛乳	10	12	6032 一般用医薬品	12	6033 医療用医薬品	12		
		5712 寝具			5893 飲料（牛乳を除く・茶類飲料を含む）			6034 化粧品		6041 農業用機械器具			
		5721 男子服			5894 茶類			6042 苗種子		6043 肥料・飼料			
		5731 婦人服			5895 料理品			6043 燃料（ガソリンスタンド）		6051 燃料（ガソリンスタンドを除く）			
		5732 子供服			5896 米穀類			6052 燃料（ガソリンスタンドを除く）		6061 書籍・雑誌（古本を除く）			
		5741 靴			5897 豆腐・かまぼこ等加工食品			6062 古本		6062 古本			
		5742 履物（靴を除く）			5898 乾物			6063 新聞		6063 新聞			
		5791 かばん・袋物			5899 他の飲食料品			6064 紙・文房具		6064 紙・文房具			
		5792 下着類			5911 自動車（新車）	11		6065 スポーツ用品	11	6071 スポーツ用品	11		
		5793 洋品雑貨・小間物			5912 中古自動車			6072 がん具・娯楽用品		6072 がん具・娯楽用品			
		5799 他の衣服・身の回り品			5913 自動車部分品・附属品			6073 楽器		6073 楽器			
② 飲食料品	58 飲食料品	5821 野菜	9		5914 二輪自動車			6081 写真機・写真材料	11	6081 写真機・写真材料	11		
		5822 果実			5921 自転車			6082 時計・眼鏡・光学機械		6082 時計・眼鏡・光学機械			
		5831 食肉			5931 電気機械器具（中古品を除く）	11		6092 たばこ・喫煙具		6092 たばこ・喫煙具			
		5832 卵・鳥肉			5932 電気事務機械器具（中古品を除く）			6093 花・植木		6093 花・植木			
		5841 鮮魚			5933 中古電気製品			6094 建築材料		6094 建築材料			
		5851 酒			5939 他の機械器具			6095 ジュエリー製品		6095 ジュエリー製品			
		5861 菓子（製造）			6011 家具	11		6096 ペット・ペット用品		6096 ペット・ペット用品			
		5862 菓子（非製造）	10		6012 建具			6097 骨とう品		6097 骨とう品			
		5863 パン（製造）			6013 疊			6098 中古品（骨とう品を除く）		6098 中古品（骨とう品を除く）			
		5864 パン（非製造）			6014 宗教用具			6099 その他の		6099 その他の			
					6021 金物	12							
					6022 荒物								
					6023 陶磁器・ガラス器								
					6029 他のじゅう器								

紙ヘリサイクル可

別 表

業 態 分 類 表

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000m ² 以上(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 以上) 3000m ² 未満(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 未満)		産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店 (2) その他の百貨店					
2. 総合スーパー	○	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000m ² 以上(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 以上) 3000m ² 未満(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 未満)		産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型総合スーパー (2) 中型総合スーパー					
3. 専門スーパー	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち 6021+6022+6042が0%を超える70%未満	250m ² 以上		
(1) 衣料品スーパー (2) 食料品スーパー (3) 住関連スーパー					
うちホームセンター					
4. コンビニエンスストア					
うち終日営業店	○	飲食料品を扱っていること	30m ² 以上250m ² 未満	14時間以上 終日営業	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものをいう。 産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
5. 広義ドラッグストア	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・603を25%以上取扱い、かつ、6032を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいう。 ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を扱っている事業所 ・セルフサービス方式を採用しており、店舗形態において「ドラッグストア」を選択した事業所
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
6. その他のスーパー	○	2、3、4、5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店 (注3)					
7. 専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上			
(1) 衣料品専門店 (2) 食料品専門店					
(3) 住関連専門店					
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500m ² 以上		
9. 中心店	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
(1) 衣料品中心店 (2) 食料品中心店					
(3) 住関連中心店					
10. その他の小売店	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店 (注3)					
11. 無店舗販売	×	訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100%	0m ²		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売		無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上			

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号(日本標準産業分類の分類番号に準拠)である。また、「衣」、「食」、「住」とは、個人経営の場合は商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59, 60)に分類して集計したものをいい、個人経営以外の場合は、小売販額の商品群別割合のうち①衣料品が「衣」、②飲食料品が「食」、③その他が「住」に該当する。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 平成19年商業統計の業態分類と比べ、「5. 広義ドラッグストア」、「8. 家電大型専門店」及び「11. 無店舗販売」を新たな業態として区分している。

(注5) 産業分類「6091ホームセンター」とは、産業分類「60その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいい、業態分類「うちホームセンター」の事業所数等とは一致しない。
・セルフサービス方式を採用し、売場面積500m²以上で、商品分類「6021金物」、「6022荒物」及び「6042苗・種子」のいずれかを扱っている事業所
・セルフサービス方式を採用し、売場面積500m²以上で、店舗形態において「ホームセンター」を選択した事業所

(注6) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0m²の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。

経済センサス-活動調査

(検) 基幹統計調査

[04] 単独事業所調査票(卸売業、小売業)(個人経営者用)

平成24年2月1日
総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 *

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	(内線:)

1 名称及び電話番号

フリガナ

正式名称

通称名

電話番号(代表)

()

-

2 所在地

印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

星号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

郵便番号

都道府県名

市区町村名

印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称(ビル・マンション名等)欄に記入してください。

町丁・字・番地・号

ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

3 経営組織

該当する番号を○で囲んでください。

1 個人経営

2 株式会社

3 合名会社

4 合同会社

5 会社以外

6 外国との会社

7 法人でない団体

4 開設時期

開設時期に○印字の印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

1 昭和59年以前

2 昭和60~

3 平成7

4 平成

5 平成

6 平成

7 平成

8 平成

9 平成

10 平成

11 平成

開設月

月

24年

5 従業者数

2月1日現在の従業者数を記入してください。

①個人業主：個人経営の事業主で実際にその事業所を経営している人

個人業主の家族で賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」となります。

②「常用雇用者」：以下のように該当する人・期間を定めずに雇用している人

・1か月を超える期間を定めて雇用している人

・平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人

③「臨時雇用者」：1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人

④(1)～(6)の合計

(1) 責任者

①個人業主

人

人

②個人業主の家族で無給の人

人

人

③有給雇員(無給雇員は除く)

人

人

④正社員・正職員などと呼ばれている人

人

人

⑤上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)

人

人

⑥臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)

人

人

⑦合計(①～⑥の合計)

人

人

⑧⑨のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣された者(送出者)

人

人

⑩出向

人

人

⑪(3)⑫⑬のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣された者(受取者)

人

人

⑫(3)⑬のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣された者(受取者)

(2) (1)以外、別経営の事業所からきて貢献所で働いている人(受取者)

⑭出向

人

人

⑮(3)⑯⑰のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣された者(受取者)

人

人

⑯(3)⑰のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣された者(受取者)

人

人

以下の金額を記入する欄について

・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。

・平成23年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳

平成23年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額について記入してください。(万円未満四捨五入)

・「調査票の記入のしかた」5ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。

① 売上(収入)金額

百億

十億

千億

百万

十億

万円

② 費用総額(売上原価+経費計)

③ 納付金(専従者給与を除く)

④ 地代家賃

⑤ 減価償却費

⑥ 旅費公課

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはできません。

ア 事業別売上(収入)金額		事業別 内訳		売上(収入)金額	又は割合(%)					
				百億十億	億	千万	百万	十万	万円	
(ア) 農業、林業、漁業の収入										
(イ) 石油、探石、砂利採取事業の収入										
(ウ) 製造品の出荷額・加工販売額										
(エ) 商業										
① 卸売の商品販売額(代理・仲介手数料を含む)										
② 小売の商品販売額										
(オ) 建設事業の収入(完成工事高)										
(カ) 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										
(キ) 通信、放送、映像、音声、文字情報制作事業の収入										
(ク) 運輸、郵便事業の収入										
(エ) 金融、保険事業の収入										
(オ) 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入										
(カ) ホテル・サービス、インターネット附属サービス事業の収入										
(キ) 不動産事業の収入										
(ク) 物品販賣事業の収入										
(エ) 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										
(オ) 宿泊事業の収入										
(カ) 飲食サービス事業の収入										
(キ) 生活関連サービス、娯楽事業の収入										
(ク) 社会教育、学習支援事業の収入										
(エ) 上記以外のサービス事業の収入										
(オ) 学校教育事業の収入										
(カ) 医療、福祉事業の収入										
合計				6欄①の売上(収入)金額						
				100						
※電子商取引とは、インターネットなどを介して契約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。										
1 一般消費者と行った		→		□ □ %	・6欄①の売上(収入)金額に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)					
2 他の企業と行った		→		□ □ %						
3 行わなかった		→		□ □ %						
※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建物、冷暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含みます。										
1 設備投資を行った		→		・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)						
2 設備投資を行わなかった		→								
有形 固定 資産 (土 地 を 除 く)		→		千 億	百 億	十 億	億	千 百	十 万	万 円
無形 固定 資産 (ソ 软 ウエア のみ)		→								
(1) 貨物自動車 ※人員輸送のみの使用は除きます。										
(2) 乗用自動車										
(3) バス										

第2面にお進みください。→

経済センサス-活動調査

[04] 単独事業所調査票(卸売業、小売業)(個人経営者用)

12 年間商品販売額等

- 平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の商品販売額及び商品販売に関する他の収入額（商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入）について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

(1) 年間商品販売額が多い部門 卸売又は小売のうち、年間商品販売額の多い部門の番号を○で囲んでください。

1 卸売部門	2 小売部門
--------	--------

上記で選択した部門（卸売又は小売）の内訳について、同封の「商品分類表（卸売業、小売業）」の中から、年間商品販売額が多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。

金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門（卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）又は小売の年間商品販売額）に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	商品分類表の商品名	販売金額（年間）						又は割合（%）
			百萬	十萬	萬	千萬	百萬	十万	
第1位									
第2位									
第3位									
第4位									
第5位									
第6位									
第7位									
第8位									
第9位									
第10位									

(2) 商品販売に関するその他の収入額

それぞれ該当する番号を○で囲んでください。【「①商品売買に関する仲立手数料収入」の場合】各収入額を記入してください。

収入額（年間）	収入額の有無	百萬	十萬	萬	千萬	百萬	十万	万円
①商品売買に関する仲立手数料収入	1 ある →							
②販売商品に関する修理料収入 (販売商品と同種商品の修理のみ)	1 ある →							

平成23年12月31日現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額（在庫額）を記入してください。
(万円未満四捨五入)

この期間で記入困難な場合は、平成23年を最も多く含む決算期間の決算日又は翌卸日で記入してください。

百萬	十萬	萬	千萬	百萬	十万	万円

- 原則として仕入れた際の原価（困難な場合は時価）で記入してください。
- その場で製造し小売をする（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。
- 営業用倉庫、他の場所にある自用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。
- 商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、0（ゼロ）を記入してください。

備考

以下については、左記「12 (1) 年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

14 小売販売額の商品販売形態別割合 第1面「7 事業別売上（収入）金額」のうち「③小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①店頭販売	②訪問販売	③通信・ カタログ販売 (インターネット)	④インターネット販売	⑤自動販売機 による販売	⑥その他	合 計
						100 %

- ご利用による販売は、「店頭販売」に含みます。
- 共同購入方式、新聞・雑誌などの月額販売は、「その他」に含みます。

15 セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で囲んでください。

1 セルフサービス方式を採用している (売場面積の50%以上)
2 採用していない

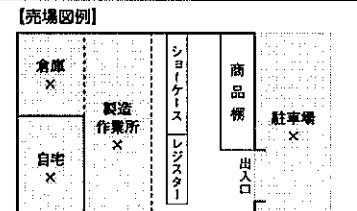
- 【セルフサービス方式に該当する例】
・スーパー、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ（100円ショップなど）など
【セルフサービス方式に該当しない例】
・家庭用電気店（家電量販店を含む）、ガソリンスタンドなどいわゆる対面販売の店
・店舗を持たない事業所
（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）

16 売場面積 単位は、平方メートル（1m = 3.3m換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十万	万	千	百	十	一

平方メートル (m²)

- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
店舗販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。



*売場圖例中の×印は、売場面積に含めないでください。
17 営業時間 該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

1 開店時刻及び閉店時刻がある (24時間営業以外)

1 午前	□	□	時	□	分	～	1 午前	□	□	時	□	分
2 午後	□	□	時	□	分	～	2 午後	□	□	時	□	分

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

（開店時刻） 1 午前 10 時 30 分 ~ 1 午前 00 時 30 分
（閉店時刻） 2 午後 00 時 30 分 ~ 2 午後 00 時 30 分

- 正午は午後0時0分、夜中の0時は午前0時0分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

18 店舗形態 貴事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を1つだけ○で囲んでください。

店舗形態	
1 各種食料品小売店	各種食料品を中心に関連する小売する事業所 「野菜・果物」「肉」「魚」「酒」「菓子・パン」「その他の飲食料品」のうち、3分類以上にわたる商品を販売している商店、スーパー
2 ドラッグストア	医薬品、化粧品を中心としたセルフサービス方式により小売する事業所 「一般用医薬品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売していること。調剤薬局は、該当しません。
3 ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住間連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所 「金物」「荒物」「苗・種子」のいすれかを販売していること。

19 チェーン組織への加盟 該当する番号を○で囲んでください。

1 フランチャイズ・チェーンに加盟している
2 ボランタリー・チェーンに加盟している
3 いずれにも加盟していない

- レギュラー・チェーン（直営店）、メーカーの系列チェーン（元売系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など）などは、「3 いずれにも加盟していない」に含みます。

経済センサス-活動調査 (6) 基幹統計調査
[05] 単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人・団体用)

平成24年2月1日		市区町村コード	調査区番号	事業所番号																																																																																																									
総務省・経済産業省																																																																																																													
「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。																																																																																																													
<p>1 名称及び電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 <p>2 在所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名稱を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。 <p>3 経営組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当する番号を○で囲んでください。 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 個人経営</td> <td style="width: 15%;">2 株式会社 有限会社</td> <td style="width: 15%;">3 合名会社 合資会社</td> <td style="width: 15%;">4 合同会社</td> <td style="width: 15%;">5 会社以外 の法人</td> <td style="width: 15%;">6 外国 の会社</td> <td style="width: 15%;">7 法人で ない団体</td> </tr> <tr> <td colspan="7">会社（外国の会社を除く）</td> </tr> </table> <p>4 開設時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設時期に○西暦の印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 昭和59年 以前</td> <td style="width: 15%;">2 平成6年 ～16年</td> <td style="width: 15%;">3 平成7年 ～17年</td> <td style="width: 15%;">4 平成8年 ～18年</td> <td style="width: 15%;">5 平成9年 ～19年</td> <td style="width: 15%;">6 平成10年 ～20年</td> <td style="width: 15%;">7 平成11年 ～21年</td> <td style="width: 15%;">8 平成12年 ～22年</td> <td style="width: 15%;">9 平成13年 ～23年</td> <td style="width: 15%;">10 平成14年 ～24年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">開設月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">11 平成24年</td> </tr> </table> <p>5 従業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月1現在の従業者数を記入してください。 ②給役員：役員報酬を得ている人 常用雇用者：以下のいずれかに該当する人・期間を定めずに雇用している人・1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人・平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人 臨時雇用者：1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人 (3)は「(1)～(6)上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">男</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">女</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 個人業主</td> <td style="width: 15%;">人</td> <td style="width: 15%;">人</td> <td style="width: 15%;">人</td> </tr> <tr> <td>(2) 個人業主の家族で無給の人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3) 有給役員(無給役員は除く)</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;">常用雇用者</td> <td style="border-top: none;">人</td> <td style="border-top: none;">人</td> <td style="border-top: none;">人</td> </tr> <tr> <td>(4) 正社員・正職員などと呼ばれている人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(5) 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(6) 臨時雇用者(5)以外のパート・アルバイトなどを含む)</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;">(7) 合 計 (1)～(6)の合計</td> <td style="border-top: none;">人</td> <td style="border-top: none;">人</td> <td style="border-top: none;">人</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(8) ①のうち、別業者の事業所へ出向又は派遣している人(送信者)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(9) (1)以外で、別経営の事業所からきて貢事業所へ出向いている人(受取者)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(10) 派 遣 人</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(11) 上記以外の常用雇用者(8時間換算)の8時間換算雇用者数(端数は切り上げ)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【例】3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人 (3×3)+(5×1)+(6×2)=3.25 → 4人</td> </tr> </table> <p>以下の全額を記入する欄について ・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェック記号を記入してください。 → <input type="checkbox"/> ・平成23年1月から12までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)について記入してください。</p> <p>6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="width: 20%;">千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① 売上(収入)金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ うち売上原価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ 稼与総額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ 福利厚生費(退職金を含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥ 勤産・不動産賃料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑦ 汽油代</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧ 相続公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑨ 外注費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑩ 支払利息等</td> </tr> </table>						1 個人経営	2 株式会社 有限会社	3 合名会社 合資会社	4 合同会社	5 会社以外 の法人	6 外国 の会社	7 法人で ない団体	会社（外国の会社を除く）							1 昭和59年 以前	2 平成6年 ～16年	3 平成7年 ～17年	4 平成8年 ～18年	5 平成9年 ～19年	6 平成10年 ～20年	7 平成11年 ～21年	8 平成12年 ～22年	9 平成13年 ～23年	10 平成14年 ～24年	開設月	11 平成24年	男		女		(1) 個人業主	人	人	人	(2) 個人業主の家族で無給の人	人	人	人	(3) 有給役員(無給役員は除く)	人	人	人	常用雇用者	人	人	人	(4) 正社員・正職員などと呼ばれている人	人	人	人	(5) 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)	人	人	人	(6) 臨時雇用者(5)以外のパート・アルバイトなどを含む)	人	人	人	(7) 合 計 (1)～(6)の合計	人	人	人	(8) ①のうち、別業者の事業所へ出向又は派遣している人(送信者)				(9) (1)以外で、別経営の事業所からきて貢事業所へ出向いている人(受取者)				(10) 派 遣 人				(11) 上記以外の常用雇用者(8時間換算)の8時間換算雇用者数(端数は切り上げ)				【例】3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人 (3×3)+(5×1)+(6×2)=3.25 → 4人				千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円		① 売上(収入)金額		② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)		③ うち売上原価		④ 稼与総額		⑤ 福利厚生費(退職金を含む)		⑥ 勤産・不動産賃料		⑦ 汽油代		⑧ 相続公課(法人税、住民税、事業税を除く)		⑨ 外注費		⑩ 支払利息等	
1 個人経営	2 株式会社 有限会社	3 合名会社 合資会社	4 合同会社	5 会社以外 の法人	6 外国 の会社	7 法人で ない団体																																																																																																							
会社（外国の会社を除く）																																																																																																													
1 昭和59年 以前	2 平成6年 ～16年	3 平成7年 ～17年	4 平成8年 ～18年	5 平成9年 ～19年	6 平成10年 ～20年	7 平成11年 ～21年	8 平成12年 ～22年	9 平成13年 ～23年	10 平成14年 ～24年	開設月	11 平成24年																																																																																																		
男		女																																																																																																											
(1) 個人業主	人	人	人																																																																																																										
(2) 個人業主の家族で無給の人	人	人	人																																																																																																										
(3) 有給役員(無給役員は除く)	人	人	人																																																																																																										
常用雇用者	人	人	人																																																																																																										
(4) 正社員・正職員などと呼ばれている人	人	人	人																																																																																																										
(5) 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)	人	人	人																																																																																																										
(6) 臨時雇用者(5)以外のパート・アルバイトなどを含む)	人	人	人																																																																																																										
(7) 合 計 (1)～(6)の合計	人	人	人																																																																																																										
(8) ①のうち、別業者の事業所へ出向又は派遣している人(送信者)																																																																																																													
(9) (1)以外で、別経営の事業所からきて貢事業所へ出向いている人(受取者)																																																																																																													
(10) 派 遣 人																																																																																																													
(11) 上記以外の常用雇用者(8時間換算)の8時間換算雇用者数(端数は切り上げ)																																																																																																													
【例】3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人 (3×3)+(5×1)+(6×2)=3.25 → 4人																																																																																																													
千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円																																																																																																													
① 売上(収入)金額																																																																																																													
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)																																																																																																													
③ うち売上原価																																																																																																													
④ 稼与総額																																																																																																													
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)																																																																																																													
⑥ 勤産・不動産賃料																																																																																																													
⑦ 汽油代																																																																																																													
⑧ 相続公課(法人税、住民税、事業税を除く)																																																																																																													
⑨ 外注費																																																																																																													
⑩ 支払利息等																																																																																																													

<p>・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。 ・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。 ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはできません。</p>																																			
フリガナ 記入者氏名 電話番号 (内線:)																																			
売上(収入)金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円																																			
又は割合(%)																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="width: 20%;">事 業 別 内 訳</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ア) 農業、林業、漁業の収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) 石油、採石、砂利採取事業の収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ウ) 製造品の出荷額・加工販賣額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(エ) 商業</td> <td style="width: 90%;">① 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む) ② 小売の商品販賣額</td> </tr> <tr> <td>建設業、 (オ) サービス</td> <td>③ 建設事業の収入(完成工事高) ④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 ⑤ 電信、放送、映像、音響・文字情報制作事業の収入 ⑥ 運輸、郵便事業の収入</td> </tr> <tr> <td>製造業 A</td> <td>⑦ 金融、保険事業の収入 ⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入 ⑨ 情報サービス、インターネット接続サービス事業の収入 ⑩ 不動産事業の収入</td> </tr> <tr> <td>製造業 B</td> <td>⑪ 商品販賣事業の収入 ⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 ⑬ 宿泊事業の収入 ⑭ 飲食サービス事業の収入 ⑮ 生活関連サービス、娛樂事業の収入 ⑯ 社会教育、学習支援事業の収入 ⑰ 上記以外のサービス事業の収入</td> </tr> <tr> <td>(キ) 学校教育事業の収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ク) 医療、福祉事業の収入</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: right;">合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">B欄①の売上(収入)金額</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </table>						事 業 別 内 訳		金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	(ア) 農業、林業、漁業の収入			(イ) 石油、採石、砂利採取事業の収入			(ウ) 製造品の出荷額・加工販賣額			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(エ) 商業</td> <td style="width: 90%;">① 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む) ② 小売の商品販賣額</td> </tr> <tr> <td>建設業、 (オ) サービス</td> <td>③ 建設事業の収入(完成工事高) ④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 ⑤ 電信、放送、映像、音響・文字情報制作事業の収入 ⑥ 運輸、郵便事業の収入</td> </tr> <tr> <td>製造業 A</td> <td>⑦ 金融、保険事業の収入 ⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入 ⑨ 情報サービス、インターネット接続サービス事業の収入 ⑩ 不動産事業の収入</td> </tr> <tr> <td>製造業 B</td> <td>⑪ 商品販賣事業の収入 ⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 ⑬ 宿泊事業の収入 ⑭ 飲食サービス事業の収入 ⑮ 生活関連サービス、娛樂事業の収入 ⑯ 社会教育、学習支援事業の収入 ⑰ 上記以外のサービス事業の収入</td> </tr> <tr> <td>(キ) 学校教育事業の収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ク) 医療、福祉事業の収入</td> <td></td> </tr> </table>		(エ) 商業	① 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む) ② 小売の商品販賣額	建設業、 (オ) サービス	③ 建設事業の収入(完成工事高) ④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 ⑤ 電信、放送、映像、音響・文字情報制作事業の収入 ⑥ 運輸、郵便事業の収入	製造業 A	⑦ 金融、保険事業の収入 ⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入 ⑨ 情報サービス、インターネット接続サービス事業の収入 ⑩ 不動産事業の収入	製造業 B	⑪ 商品販賣事業の収入 ⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 ⑬ 宿泊事業の収入 ⑭ 飲食サービス事業の収入 ⑮ 生活関連サービス、娛樂事業の収入 ⑯ 社会教育、学習支援事業の収入 ⑰ 上記以外のサービス事業の収入	(キ) 学校教育事業の収入		(ク) 医療、福祉事業の収入		合 計	B欄①の売上(収入)金額		100
事 業 別 内 訳		金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。																																	
(ア) 農業、林業、漁業の収入																																			
(イ) 石油、採石、砂利採取事業の収入																																			
(ウ) 製造品の出荷額・加工販賣額																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(エ) 商業</td> <td style="width: 90%;">① 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む) ② 小売の商品販賣額</td> </tr> <tr> <td>建設業、 (オ) サービス</td> <td>③ 建設事業の収入(完成工事高) ④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 ⑤ 電信、放送、映像、音響・文字情報制作事業の収入 ⑥ 運輸、郵便事業の収入</td> </tr> <tr> <td>製造業 A</td> <td>⑦ 金融、保険事業の収入 ⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入 ⑨ 情報サービス、インターネット接続サービス事業の収入 ⑩ 不動産事業の収入</td> </tr> <tr> <td>製造業 B</td> <td>⑪ 商品販賣事業の収入 ⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 ⑬ 宿泊事業の収入 ⑭ 飲食サービス事業の収入 ⑮ 生活関連サービス、娛樂事業の収入 ⑯ 社会教育、学習支援事業の収入 ⑰ 上記以外のサービス事業の収入</td> </tr> <tr> <td>(キ) 学校教育事業の収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ク) 医療、福祉事業の収入</td> <td></td> </tr> </table>		(エ) 商業	① 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む) ② 小売の商品販賣額	建設業、 (オ) サービス	③ 建設事業の収入(完成工事高) ④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 ⑤ 電信、放送、映像、音響・文字情報制作事業の収入 ⑥ 運輸、郵便事業の収入	製造業 A	⑦ 金融、保険事業の収入 ⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入 ⑨ 情報サービス、インターネット接続サービス事業の収入 ⑩ 不動産事業の収入	製造業 B	⑪ 商品販賣事業の収入 ⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 ⑬ 宿泊事業の収入 ⑭ 飲食サービス事業の収入 ⑮ 生活関連サービス、娛樂事業の収入 ⑯ 社会教育、学習支援事業の収入 ⑰ 上記以外のサービス事業の収入	(キ) 学校教育事業の収入		(ク) 医療、福祉事業の収入		合 計																					
(エ) 商業	① 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む) ② 小売の商品販賣額																																		
建設業、 (オ) サービス	③ 建設事業の収入(完成工事高) ④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 ⑤ 電信、放送、映像、音響・文字情報制作事業の収入 ⑥ 運輸、郵便事業の収入																																		
製造業 A	⑦ 金融、保険事業の収入 ⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入 ⑨ 情報サービス、インターネット接続サービス事業の収入 ⑩ 不動産事業の収入																																		
製造業 B	⑪ 商品販賣事業の収入 ⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 ⑬ 宿泊事業の収入 ⑭ 飲食サービス事業の収入 ⑮ 生活関連サービス、娛樂事業の収入 ⑯ 社会教育、学習支援事業の収入 ⑰ 上記以外のサービス事業の収入																																		
(キ) 学校教育事業の収入																																			
(ク) 医療、福祉事業の収入																																			
B欄①の売上(収入)金額		100																																	
(ア) 一般消費者と行った 1 一般消費者と行った → <input type="checkbox"/> % 6欄「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) 2 他の企業と行った 3 行わなかった																																			
※電子商取引とは、インターネットなどを介して成立(契約が確定)した取引をいい、ホームページでの広告掲載・見積もり・資料請求への対応などの商取引の連携行為は該当しません。																																			
<p>7 3 経営組織 欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれで終わりです。第2面にお進みください。</p> <p>8 主な事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。 <p>9 電子商取引の有無及び割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当する番号をすべて○で囲んでください。 <p>10 設備投資の有無及び取得額</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 中古品は含みません。 <p>11 自家用自動車の保有台数</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含みます)。 <p>12 土地、建物の所有の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれ該当する番号を○で囲んでください。 <p>13 資本金等の額及び外国資本比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。 <p>14 決算月</p> <ul style="list-style-type: none"> 月 (月) : 本決算月を記入してください。 年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。 																																			

すべての事業所が第2面にお進みください。 →

経済センサス-活動調査

[05] 単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人・団体用)

15 年間商品販売額等

- 平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の商品販売額及び商品販売に関するその他の収入額（商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入）について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

(1) 年間商品販売額が多い部門 卸売又は小売のうち、年間商品販売額の多い部門の番号を○で囲んでください。

1 卸売部門 2 小売部門

- 上記で選択した部門（卸売又は小売）の内訳について、同封の「商品分類表（卸売業、小売業）」の中から、年間商品販売額が多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。
- 金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門（卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）又は小売の年間商品販売額）に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	商品分類表の商品名	販売金額（年間）						又は割合（%）
			千億	百億	十億	億	千万	百万	
第1位									
第2位									
第3位									
第4位									
第5位									
第6位									
第7位									
第8位									
第9位									
第10位									

(2) 商品販売に関するその他の収入額

それぞれ該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、[] 内に金額を記入してください。

収入額（年間）	収入額の有無	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
①商品売買に関する仲立手数料収入	1 ある →								
②販売商品に関する修理料収入 (販売商品と同種商品の修理のみ)	1 ある →								

平成23年12月31日現在で、販売目的で保有しているすべての商品額（在庫額）を記入してください。
(万円未満四捨五入)

この期間で記入困難な場合は、平成23年を最も多く含む決算期間の決算日又は最終即日で記入してください。

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

16 商品手持額 平成23年1月から12月までの商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）を記入してください。
外国の会社、法人でない団体は、記入する必要はありません。(万円未満四捨五入)

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

(年初在庫額+当年仕入額-年末在庫額)により計算してください。)

備考

経済センサス-活動調査

[05] 単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人・団体用)

以下については、左記「15 (1) 年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

18 小売販売額の商品群別割合

第1面「7 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、衣料品・飲食料品・その他の商品別に割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①衣料品	②飲食料品	③その他	合計
			100%

同封の「商品分類表（卸売業、小売業）」を参照し、記入してください。

①衣料品：中分類5.7（服物・衣服・身の回り品）に該当するもの

②飲食料品：中分類5.8（飲料、食料品）に該当するもの

③その他の商品：中分類5.9、6.0（自動車・自転車・機械器具、その他）に該当するもの

*上記①衣料品、②飲食料品以外のもの

19 小売販売額の商品販売形態別割合

第1面「7 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売 (インターネット販売)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
						100%

・用聞きによる販売は、「店頭販売」に含みます。
・共同購入方式、新聞・牛乳などの月額販売は、「その他」に含みます。

20 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

1 セルフサービス方式を採用している (売場面積の3坪以上)	2 セルフサービス方式に該当しない
-----------------------------------	-------------------

【セルフサービス方式に該当する例】

・コンビニエンスストア、ワンプライスショップ（100円ショップなど）など

【セルフサービス方式に該当しない例】

・家庭用電器店（家電量販店を含む）、ガソリンスタンドなどいわゆる対面販売の店
・店舗を持たない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売による販売）

21 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

1 開店時刻及び閉店時刻がある (24時間営業以外)

開店時刻	閉店時刻
1 午前 [] 時 [] 分	1 午後 [] 時 [] 分
2 午後 [] 時 [] 分	2 午後 [] 時 [] 分

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

開店時刻 1 午前 10 時 30 分
閉店時刻 1 午後 00 時 30 分

・正午は午後0時0分、夜中の0時は午前0時0分になります。
・訪問販売については、販売量などの出店・帰店時間を記入してください。
・通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

2 終日営業 (24時間営業)

該当する場合は、番号を1つだけ○で囲んでください。

23 店舗形態

貴事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を1つだけ○で囲んでください。

店舗形態
1 各種食料品小売店
2 ドラッグストア
3 ホームセンター

各種食料品を中心とする小売する事業所
「野菜・果物」、「肉」、「魚」、「酒」、「菓子・パン」、「その他の飲食料品」のうち、3分類以上にわたる商品を販売している商店、スーパー

医薬品・化粧品を中心とするセルフサービス方式により小売する事業所
「一般用医薬品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売していること。調剤薬局は、該当しません。

主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住関連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所
「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを販売していること。

24 チェーン組織への加盟

該当する番号を○で囲んでください。

1 フランチャイズ・チェーンに加盟している
2 ボランタリー・チェーンに加盟している
3 いずれにも加盟していない

レギュラー・チェーン（直営店）、メーカーの系列チェーン（元売系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など）などは、「3 いずれにも加盟していない」に含みます。

経済センサス-活動調査

基幹統計調査

〔19〕事業所調査票(卸売業、小売業)

平成24年2月1日
総務省・経済産業省

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	整理番号

- ・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
 - ・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
 - ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号		フリガナ												
●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。		正式名称												
●法人の場合は登記上の法人名とこの事業所の名称(店舗名等)を記入してください。		通称名												
●屋号など通常名がある場合は「通称名」欄に記入してください。		電話番号(代表)	() -											
2 事業所の所在地		郵便番号	都道府県名	市区町村名										
●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。														
●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。*		町丁・字・番地・号			ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)									
3 事業所の開設時期		1 昭和59年以前	2 昭和60~平成6年	3 平成7~16年	4 平成17年	5 平成18年	6 平成19年	7 平成20年	8 平成21年	9 平成22年	10 平成23年	11 平成24年		
●開設時期に○印の印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期について、該当する番号を○で囲んでください。														
4 事業所の従業者数		男 女												
●2月1日現在の従業者数を記入してください。		①個人業主 人 人 ②個人業主の家族で無給の人 人 ③有給役員(無給役員は除く) 人 (1)この事業所に所属する常用雇用者 ④正社員・正職員などと呼ばれている人 人 ⑤上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど) 人 (2)臨時雇用者(⑥以外のパート・アルバイトを含む) 人 人 (3)合計(①~⑥の合計) 人 人												
●「①個人業主」:個人経営の事業主で実際にその事業所を経営している人														
●個人業主の家族で賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」となります。														
●「③有給役員」:個人経営以外で役員報酬を得ている人														
●「常用雇用者」:以下のいずれかに該当する人・期間を定めずに雇用している人 ・1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人 ・平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人														
●「⑥臨時雇用者」:1か月以上の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人														
●「⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)」:労働者派遣法でいう派遣労働者はほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人														
●「⑧出向」:在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人														
●「⑨派遣」:労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 なお、別経営の事業所から業務請負によりこの事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。														
5 本所等か否か		「調査票の記入のしかた」36ページを参照し、この事業所が経営全体を統括している本所事業所の場合は、右の□にチェックしてください。 → □												
6 管理・補助的業務		1 管理運営業務 2 補助的業務 3 自家用倉庫 [支所等の管理業務] [総務、経理、広報業務等] [自家用車庫] [自家用修理工場等]												
7 主な事業の内容														
●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。														

8 事業所の売上（収入）金額			
● 平成23年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額について記入してください。 （万円未満四捨五入）		九 千億・百億・十億 売上（収入）金額 八 千億・百億・十億 売上（収入）金額 七 千億・百億・十億 売上（収入）金額	
9 事業別売上（収入）金額		事業別内訳	
● 記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」10ページを参照してください。		売上（収入）金額 又は割合（%）	
● 「8 事業所の売上（収入）金額」欄に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）		(ア) 農業、林業、漁業の収入	
● 金額で記入できない場合は、「8 事業所の売上（収入）金額」欄に記入した売上（収入）金額に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）		(イ) 石油、探石、砂利採取事業の収入	
● 郵便、小売の両方を営んでいる場合、それぞれ分けて記入してください。		(ウ) 製造品の出荷額・加工販賣收入額	
● 企業内の本支店間で、支店相互間での帳簿上の商品取扱区分は、「(1)知的財産権販売額」「(2)販売額」になります。		(エ) 商業	
● 既製品に関する修理料金（例：時計店の修理工料）修理を専門としている場合、収入は「(1)上記以外のサービス事業の収入」になります。		(1) 初歩的商品販売額（代理・仲介手数料を含む）	
● 貴事業所内で製造した商品を貴事業所で直接販売（家庭用消費者に販売した場合は、「(2)小売の商品販売額」になります。）		(2) 小売の商品販売額	
● 貴事業所内で製造した商品を貴事業所からインターネットや電話などを通じて個人又は家庭用消費者に販売した場合は、「(4)製造品の出荷額・加工販賣收入額」になります。		(3) 建設事業の収入（完工工事高）	
● 「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。		(4) 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	
		(5) 運送、放送、映像、音声、文字情報制作事業の収入	
		(6) 鉄道、私鉄、空港、郵便事業の収入	
		(7) 飲食、旅館、宿泊事業の収入	
		(8) 医療、保険事業の収入	
		(9) 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入	
		(10) 情報サービス、インターネット接続サービス事業の収入	
		(11) 不動産事業の収入	
		(12) 物品貿易事業の収入	
		(13) 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	
		(14) 宿泊事業の収入	
		(15) 飲食サービス事業の収入	
		(16) 生活関連サービス、娯楽事業の収入	
		(17) 社会教育、学習支援事業の収入	
		(18) 上記以外のサービス事業の収入	
		(キ) 学校教育事業の収入	
		(ク) 医療、福祉事業の収入	
		合 計	8 様の売上（収入）金額
			100

第2面にお進みください。 ➤

経済センサス-活動調査

【19】事業所調査票（卸売業、小売業）

10年間商品販売額等

- 平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び商品販売に関するその他の収入額（商品売買に関する仲立手数料收入、販売商品に関する修理料收入）について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

（1）年間商品販売額が多い部門 卸売又は小売のうち、年間商品販売額の多い部門の番号を○で囲んでください。

1 卸売部門 2 小売部門

- 上記で選択した部門（卸売又は小売）の内訳について、同封の「商品分類表（卸売業、小売業）」の中から、年間商品販売額が多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。
金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門（卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）又は小売の年間商品販売額）に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	商品分類表の商品名	販売金額（年間）					又は割合（%）		
			九千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
第1位										
第2位										
第3位										
第4位										
第5位										
第6位										
第7位										
第8位										
第9位										
第10位										

（2）卸売販売額に占める本支店間移動の割合

卸売の年間商品販売額に占める仲立手数料を除く本支店間移動の割合を記入してください。
〔本支店間移動とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上、現金の振り替えを行った場合をいいます。〕

（3）商品販売に関するその他の収入額

それぞれ該当する番号を○で囲んでください。ある場合は、その収入金額を記入してください。

収入額（年間）	収入額の有無	九千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
①商品売買に関する仲立手数料收入	1 ある →								
②販売商品に関する修理料收入 (販売商品と同種商品の修理のみ)	1 ある →								

平成23年12月31日現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額（在庫額）を記入してください。
（万円未満四捨五入）

この期間で記入困難な場合は、平成23年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。

九千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

- 原則として仕入れた際の原価（困難な場合は時価）で記入してください。
- その場で製造し小売する（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。
- 営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。
- 商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、0（ゼロ）を記入してください。

備考

経済センサス-活動調査

【19】事業所調査票（卸売業、小売業）

以下については、左記「10（1）年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

12 小売販売額の商品群別割合 第1面「9 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、衣料品・飲食料品・その他の商品別に割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
個人経営の事業所は、記入する必要はありません。

①衣料品	②飲食料品	③その他	合計
			100%

同封の「商品分類表（卸売業、小売業）」を参照し、記入してください。

- 衣料品：中分類7（織物・衣服・身の回り品）に該当するもの
- 飲食料品：中分類58（飲料・食料品）に該当するもの
- その他：中分類59、60（自動車・自転車・機械器具、その他）に該当するもの
※上記「①衣料品」、「②飲食料品」以外のもの

13 小売販売額の商品販売形態別割合 第1面「9 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①店頭販売	②訪問販売	③通信・ カタログ販賣 (イントネット販賣)	④インター	⑤自動販賣機 による販賣	⑥その他	合計
						100%

14 セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で囲んでください。

- セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の3つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
①支払い方法：現金・クレジットカード等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること
②客の行動：店内に備え付けられている買い物カゴ・ショッピングカート・トレーなどにより、客が自由に商品を選択できるようシステムをとっていること
③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行えるシステムになっていること
- 15 営業時間 単位は、
- 1坪=3.3m²換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

・商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
・店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

16 営業時間 該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

1 開店時刻及び閉店時刻がある（24時間営業以外）

（開店時刻）	（閉店時刻）					
1年前	1:00	3:00	～	1年前	0:00	3:00
2午後	時	分	～	2午後	時	分

・正午は午後0時0分。夜中の0時は午前0時0分になります。
・訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
・通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

2 終日営業（24時間営業）

17 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を1つだけ○で囲んでください。

店舗形態	各種食料品を中心とする事業所
1 各種食料品小売店	「野菜・果物」、「肉」、「魚」、「酒」、「菓子・パン」、「その他の飲食料品」のうち、3分類以上にわたる商品を販売している商店、スーパー
2 ドラッグストア	医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所 「一般用医薬品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売していること。調剤薬局は、該当しません。
3 ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住間連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所 「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいづれかを販売していること。

18 チェーン組織への加盟 該当する番号を○で囲んでください。

- 1 フランチャイズ・チェーンに加盟している
2 ボランタリー・チェーンに加盟している
3 いずれにも加盟していない
- レギュラー・チェーン（直営店）、メーカーの系列チェーン（元先系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など）などは、「3 いずれにも加盟していない」に含みます。